

経営セミナー  
インボイス制度・電子帳簿保存法にも対応、  
IT活用による経理業務効率アップ！  
(前編)

宇治商工会議所 中小企業相談所  
商業部会・金融部会・工業部会・建設部会

ナレッジフォース・パートナーズ合同会社  
藤原 敬行

## 講師紹介

### 藤原 敬行 (ふじわら たかゆき)



ナレッジフォース・パートナーズ合同会社 代表  
東日本国際大学 客員教授

企業のリーダー人材育成、新規事業プロジェクト支援、および競争戦略向上コンサルティングに従事。近年はSDGsやデジタル技術を活用した企業の競争力強化を主要テーマとしてコンサルティングや研究・執筆活動を行う。

日本アイ・ビー・エムのハードディスク部門にて機械設計、生産技術、東南アジア量産工場運営に従事。IT企業の経営企画部門にて技術マーケティング、海外事業提携、情報システム管理に従事したのち、2011年に独立。

東京大学大学院工学系研究科機械工学専攻修了。豪州ボンド大学大学院MBA（経営学修士課程）修了。

# インボイス制度と 電子帳簿保存法への 対応



3

## そもそもインボイス制度とは？

---

一言でいうと

これまで消費税を払わなくてもよかった（主として中小規模の）事業者が、いよいよ消費税を払わざるを得ないようにする制度



4

## 現状の消費税制度

### 消費税を請求しておきながら納付していない事業者が存在する

- 消費税の免税事業者の条件
  - 2期前の売上額が1,000万円以下の事業者
  - 設立2年以内の事業者は自動的に消費税免税
- 消費税免税事業者は、消費税を納付しないにもかかわらず顧客から消費税を請求することができる = 益税

【例】売上額 = 1,000,000円、仕入額 = 300,000円の場合

請求する消費税 = 100,000円

支払う消費税 = 30,000円

⇒ 差額 = 70,000円 … 益税

利益 = (1,000,000 - 300,000) + 70,000 = 770,000円

5

## 新たな消費税制度

- 現在の消費税免税制度は廃止になる
- 新たに「適格請求書発行事業者」なるものが導入される
- 適格請求書発行事業者 = 消費税を納付する事業者
- 適格請求書発行事業者になるかどうかは、自社で決めていい
- 適格請求書発行事業者は、顧客に消費税を請求できる
  - 請求書に「発行者番号」を記載
  - 消費税を請求できる事業者であることのお墨付き
- 非適格請求書発行事業者は、顧客に消費税を請求できない（請求してもいいが支払いを拒否される可能性がある）
  - 請求書に「発行者番号」がない
  - 消費税を請求できる事業者であることのお墨付きがない

6

## 新たな制度への対応方法 1

### 適格請求書発行事業者になり益税がなくなる

【例】売上額 = 1,000,000円、仕入額 = 300,000円の場合

請求する消費税 = 100,000円

支払う消費税 = 30,000円

⇒ 差額 = 70,000円 … 消費税として納付

利益 = (1,000,000 - 300,000) + 0 = 700,000円

**利益が従来の770,000円より70,000円減る**

7

## 新たな制度への対応方法 2

### 適格請求書発行事業者にならず利益が減る

【例】売上額 = 1,000,000円、仕入額 = 300,000円の場合

請求する消費税 = 0円

支払う消費税 = 30,000円

⇒ 差額 = -30,000円 … 利益が消費税支払いで食われる

利益 = (1,000,000 - 300,000) - 30,000 = 670,000円

**利益が従来の770,000円より100,000円減る**

8

## 新たな制度への対応方法 3

適格請求書発行事業者にならず利益は従来のまま

### 消費税分を価格に転嫁する

【例】売上額 = 1,100,000円、仕入額 = 300,000円の場合

請求する消費税 = 0円

支払う消費税 = 30,000円

⇒ 差額 = -30,000円 … 利益が消費税支払いで食われる

利益 =  $(1,100,000 - 300,000) - 30,000 = 770,000$ 円

**利益が従来 of 770,000円と変わらず**

9

## 新たな制度への対応方法

### パターン1～3の考察

- パターン1
  - 益税がまるごとなくなる
- パターン2
  - 益税がまるごとなくなる
  - 仕入れ額の消費税分、利益がさらに減る
- パターン3
  - B2Cが主たる事業内容であれば可能かもしれない
  - B2Bでは、顧客側にとって消費税納付額が増えるだけで何のメリットもないので極めて非現実的

⇒ **適格請求書発行事業者になるのが順当（特にB2Bは必須）**

10

## インボイス制度の目的

### 財務省の長年の悲願であった

- 消費税導入時当初、社会的な抵抗から小規模事業者からの消費税を免除してきた
- 小規模事業者の消費税を目こぼしして益税とすることで、応援する意味もあった
- その後も長年にわたり、免税を認めていた
  - 売上額が小さく経営が大変
  - 消費税納付のための計算・申告の事務作業が負担に
- しかし、いずれすべての事業者から遍く公平に消費税を徴収したいと虎視眈々と狙っていた
- **ITテクノロジーが進化・普及し、小規模事業者であっても安価で便利なシステムを活用した経理業務が可能に**

11

## 適格請求書発行事業者になるには

### 何をしなければならないか

1. 適格請求書発行事業者の登録申請手続きをする
  - 2023年（令和5年）10月1日から登録を受けるためには、2023年（令和5年）3月31日までに申請
2. 消費税の計算・申告書作成の業務をするための準備をする
  - 事業年度末から2ヶ月以内に申告・納付の義務
  - 従来の確定申告の計算・申告書作成に加えて新たな業務が発生



12

## そもそも電子帳簿保存法改正とは？

### 一言でいうと

これまで書類は基本的に紙で保管するものだったのが、電子ファイルで保管することを認めたり、一部は紙での保管を禁止して電子ファイルのみでの保管を強制する法律



13

## 電子帳簿保存法改正のポイント

### 3つのパターン (1/2)

- ① 電子的に作成した帳簿・書類電子帳簿等
  - 会計ソフトで作成した会計・申告等のデータ
  - 総勘定元帳・固定資産台帳・売上帳・棚卸表など⇒ 作成した電子データのまのみ保存でも紙のみで保存でもOK
- ② 紙で受領・作成した書類
  - 紙でもらう注文書、請求書、領収書、契約書等⇒ 条件を満たせば<sup>(※1)</sup> スキャンした画像データのみで保存でもOK、そうでなければ紙のみで保存でもOK

### とりあえず現状維持を！

(※1) タイムスタンプ、検索可能状態化、事務処理規定など

14

## 電子帳簿保存法改正のポイント

### 3つのパターン (2/2)

- ③ 電子的に作成・受領した取引情報
- もともと紙で授受していない電子データ形式の注文書、請求書、領収書、契約書など
- (例) Amazon・楽天等のECサイトからの購入  
通信・ソフトウェア等のネットサービス  
メール添付のpdf形式の注文書・請求書・領収書・契約書等
- ⇒ **電子データのまま保存のみOK、紙のみでの保存はNG**

**全事業者が2022年（令和4年）1月より強制的に適用対象！**

ただし2年の宥恕<sup>(※1)</sup>措置

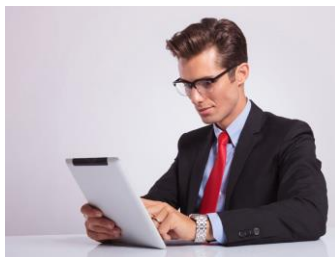
(※1) ゆうじょ、寛大な心で罪を許すこと

15

## 電子的に作成・受領した取引情報の電子データ保存

### 何をしたらいいのか

1. 電子データの仮装・改ざんができない仕組みを構築する
  - タイムスタンプ … 押したらそれ以降は改変できない
  - 電子データを改変できない自社システムを構築（高価）
  - あるいは事務処理規程により削除・訂正をルール化
2. 検索可能な状態にする
  - 税務調査の際に要求された
  - ただし2期前の売上が1,000万円以下の事業者は不要

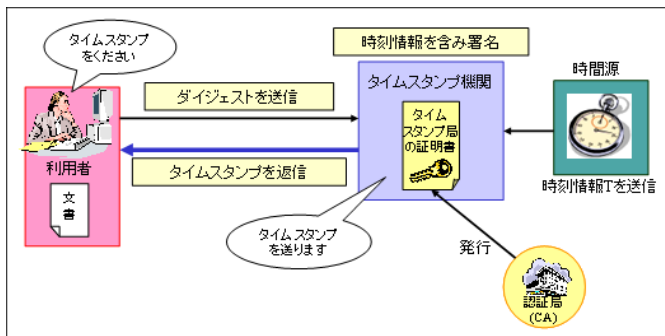


16



## タイムスタンプとは

- タイムスタンプが施されたデジタルデータが、生成時の状態であることを保証する
- タイムスタンプが施された時刻以前に、そのデジタルデータが確かに存在していたことを保証する



(出所：IPA 独立行政法人情報処理推進機構)

17

## 電子帳簿保存の対象となるファイル

- オンラインで授受した取引書類
  - 見積書・注文書・注文請書・請求書・納品書・領収書など
  - 受理したファイルと送付したファイルの両方
- オンラインショップ購入の領収書
  - Amazon、楽天、モノタロウなど
  - ただしクレジットカードの利用明細を領収書とする場合は不要
- オンラインで締結した契約書
  - 電子サイン/デジタル署名されたもの



18

## 電子的に作成・受領した取引情報の電子データ保存

### 守らないとどうなるのか？

- 青色申告が取り消しになるおそれがある
  - 繰延欠損金の期間短縮など
- 支払った消費税が認められないおそれがある
  - 保管している領収書が条件を満たしていない
  - インボイス制度との兼ね合い⇒ 納付する消費税額が不当に増える
- 電子データを保存せず紙ベースで仮装・隠ぺいなど不正行為などがあると重加算税が10%加算
  - もととの重加算税は35% → 45%に

19

## 電子帳簿保存法改正の目的

### 国税庁の長年の悲願であった

- 税務調査は膨大な量の紙との戦いであり、労働集約的かつベテラン職人技であった
- 国税庁の職員減少・高齢化もあり、ITテクノロジーを活用して税務調査を効果的・効率的に行いたい
- 小規模事業者のことを考え、電子データ保存の義務化をはばかってきた
  - 人的リソースが少なく経営が大変
  - 電子化のための事務作業が負担に
- **ITテクノロジーが進化・普及し、小規模事業者であっても安価で便利なシステムを活用した経理業務が可能に**

20

# クラウド会計の 特徴と 業務効率アップ法



21

## クラウドとは？

- Cloud Computing  
(クラウド=雲)
- インターネットなどのネットワーク経由でユーザーにサービスを提供する形態
- 実際には世界のどこかにあるサーバに通信ネットワークを通じてアクセスしている



どの端末からも単一のデータにアクセス・共通の作業

22

## 経理のよくある問題点

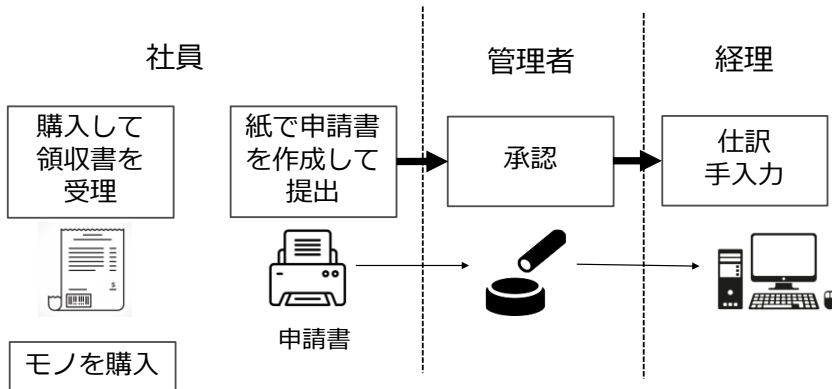
- 紙の証票による経費申請
  - 面倒・先延ばし・作業漏れ
  - 記憶があいまい
- 紙の経費申請書からの仕訳
  - 経理担当の手間・時間がかかる
  - 月末に作業が集中・銀行で待たされる
- 請求書・支払い処理
  - 入金消込み・未入金管理が煩雑
  - 月末に作業が集中・銀行で待たされる



23

## 経費精算

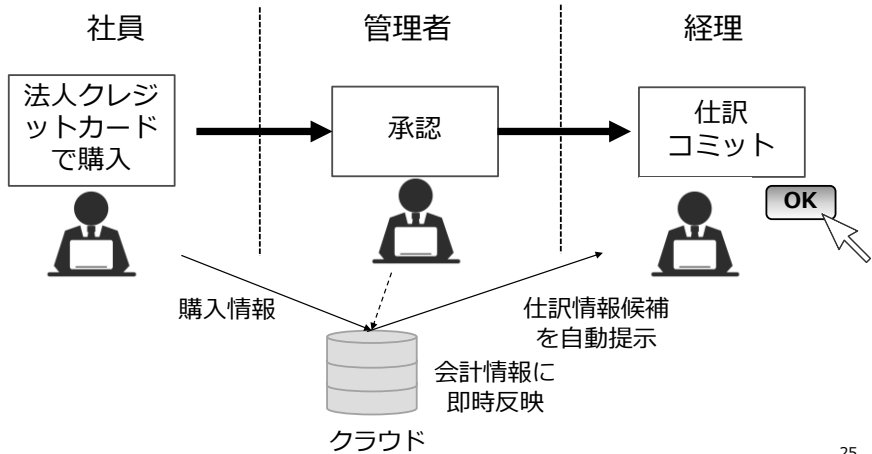
### ありがちな業務フローとデータ管理



24

## 経費精算

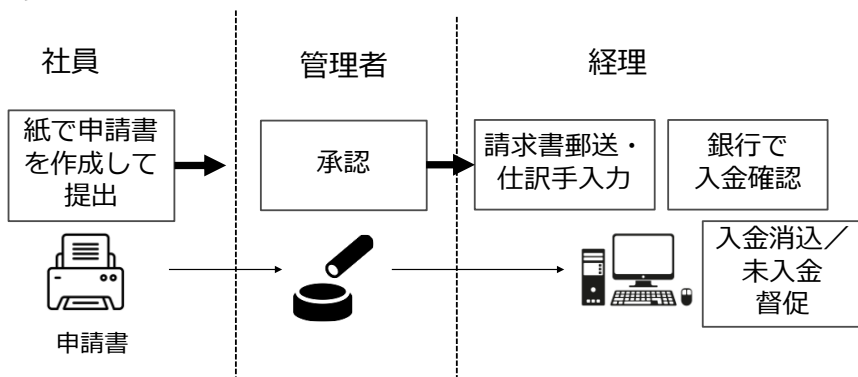
### 理想的な業務フローとデータの管理



25

## 請求書

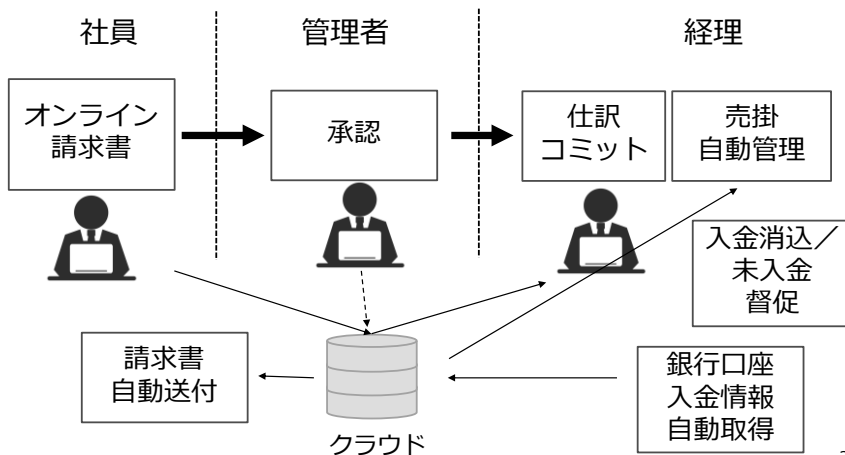
### ありがちな業務フローとデータ管理



26

## 請求書

### 理想的な業務フローとデータの管理



27

## クラウドを用いた業務IT化による生産性向上とは

1. 場所・時間・端末の制約からの解放
  - いつでもどこでもどのデバイスからでも事務処理・情報アクセス・コミュニケーションなどが可能
2. 単純業務からの解放
  - 自動化しスピードアップ・ミス撲滅・人件費削減
3. チェック業務からの解放
  - 銀行口座入金の有無確認・異常な値の自動検知など
4. データを探すムダからの解放
  - 検索機能により欲しいデータが瞬時に入手可能



28

## 電子帳簿保存法改正に伴う新たな業務

- タイムスタンプのシステムを導入する
  - 電子的に受理したファイルは2ヶ月7営業日以内にタイムスタンプを押す
  - あるいは事務処理規程を定めて社員教育し運用ルールを守るようにする
- 電子データ形式の伝票を検索可能な状態にする
  - Excelファイルで帳簿管理をする
  - またはファイル名をルールに基づいて都度変更し一元管理する
  - 事務処理規程でルールを規定

**手作業ではあまりに非効率的！！**

29

## クラウド会計を使用した電子帳簿保存法改正対応

- タイムスタンプ機能は標準搭載されている
- その他、法改正対応業務を省力化のための機能が備わっている

(例) MoneyForwardクラウド経費



[https://biz.moneyforward.com/expense/denshi\\_hozon/](https://biz.moneyforward.com/expense/denshi_hozon/)

30

## インボイス制度対応に伴う新たな業務

---

- 適格請求書発行事業者の申請をする
  - 紙ベースまたはe-Tax
- すべての請求書に発行者番号を記入して発行する
- すべての売上の消費税を集計し、合計額を計算する
- すべての仕入れ・経費の消費税を集計し、合計額を計算する
  - 軽減税率を含む
- 差額を計算し、納付する消費税を導き出す
- 消費税申告の書類を作成し、申告・納付する

**紙ベースではあまりに非効率的！！**

31

## クラウド会計を使用したインボイス制度対応

---

- クラウド会計を経由して適格請求書発行事業者申請できる
- 発行された発行者番号はシステムに自動的に登録、以後の請求書には自動的に番号が振られる
- 消費税はシステムが自動集計して計算
- 税務申告書作成ソフトのための中間ファイルを出力
  - 納税申告書作成ソフトに取り込んで書類を作成

**かんたん・ミスなし・瞬時に完了**

32



## 業務IT化の遅れの弊害

---

1. 企業競争力が落ちる
  - 顧客価値を全く生まない業務に時間と人材を割いている
  - 利益の最大化・業務のスピードアップに経営者の関心がないことの表れ
2. セキュリティリスクが高い
  - デジタル環境の方がよほどセキュリティが高い  
例. USBメモリ
3. 優秀な人材に見放される
  - “デジタルネイティブ”には耐えられない
  - 高いスキルを活かし働きやすい環境を求めてすぐに転職してゆく

